



八 監 第 5 1 9 号
令 和 4 年 3 月 3 0 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による都市整備部の
監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

都市整備部

- (1) 都市計画課（まちづくり推進室を含む。）
- (2) 建築指導課
- (3) 開発指導課
- (4) 公園緑地課
- (5) 土木管理課
- (6) 土木建設課
- (7) 土木維持課

3 監査の範囲

令和3年度（令和3年12月末現在）における都市整備部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和3年12月15日から令和4年3月25日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関の所見（要望事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
土木管理課	要望事項	<p>1 適正な事務執行について</p> <p>発注工事における積算誤りや、道路占用許可及び法定外公共物占用許可に係る事務手続において不備が散見されるなど、所属内でのチェック体制及びけん制体制が有効に機能しているとは言い難い状況である。</p> <p>このことから、チェック機能の強化など再発防止のための効果的な対策を講じ、所属内における事務執行の適正化を図られたい。</p>